

## いわしの交流センター指定管理者の選定審査要領

### 1. 目的

この要領は、いわしの交流センターに係る指定管理者の候補者の選定を実施するために定める。

### 2. 審査機関

九十九里町指定管理者候補者選定審査会による。

### 3. 審査方法

審査は、提出された企画提案書及び企画提案に関するプレゼンテーションの内容により審査を実施する。なお、応募者が1者の場合でもプレゼンテーションは実施するものとする。

全審査員の平均点数が90点に満たない（150点満点中）応募者は不合格とする。

また、全審査員の平均点数が90点以上の場合であっても、半数以上（12名中6名以上）の審査委員が、90点未満の採点をした場合は不合格とする。

なお、採点については、「優・普通・劣」の3段階評価とする。

### 4. 審査基準

審査基準は、別紙のとおりとする。

### 5. 候補者の選定

審査員が審査し、採点した得点を合計し、その合計得点を応募者の評価点とし、最も評価点の高い応募者を候補者として選定する。最も高い評価点の応募者が複数あるときは、審査内容の「サービス向上のための取組内容は適切か」と「地域貢献の取組内容は適切か」の評価点を合算した評価点が高い応募者を候補者として選定する。審査内容の「サービス向上のための取組内容は適切か」と「地域貢献の取組か」の評価点を合算した評価点が高くなる応募者が複数あるときは、くじ引きにより候補者を選定する。